平成２７年（フ）第２４９号
長崎県長崎市岩屋町29番23―307号、旧住所福岡県福岡市西区姪の浜３丁目36番12号
債務者　樋渡登美子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
長崎県長崎市大宮町７番14号
債務者　松井　佳子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
鹿児島県南九州市川辺町田部田5961番地
債務者　西　　恵子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第１８８２号
横浜市保土ケ谷区狩場町212番地32
債務者　佐藤　正敏
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７９号
東京都東大和市向原４丁目29番地の１ハイツクローバー201号
債務者　佐藤　美信
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３８７８号
大阪府吹田市上山手町20番20―203号
債務者　鈴木　惇介
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７６３号
大阪市平野区喜連西４丁目４番39―203号
債務者　岡井　孝幸
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５８号
大阪府交野市私市２丁目38番１―707号
債務者　湊　　孝子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１２号
岡山市中区高島新屋敷166番地16ヴィレッジ高島Ⅱ102号、住民票上の住所岡山市北区下中野722番地111
債務者　津田　大助
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月10日午後３時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１３号
岡山市中区高島新屋敷166番地16ヴィレッジ高島Ⅱ102号、旧住所岡山県倉敷市中島1212番地５
債務者　津田　恭世
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月10日午後３時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１１０号
茨城県つくば市北条5143番地の２
破産者　株式会社インビック
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５号
茨城県稲敷郡阿見町大字大形1671番地１
破産者　株式会社ステージツー
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６７号
千葉県君津市上新田169番地１
破産者　大槻　清美
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第６号
山形県酒田市亀ケ崎３丁目３番11号
破産者　株式会社ＳＯＵ
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１２７号
静岡市清水区西高町５番28号
破産者　杉本建設株式会社
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２４４号
名古屋市港区春田野１丁目713番地
破産者　ユーアイフーズサービス株式会社
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０号
北海道目梨郡羅臼町松法町163番地
破産者　有限会社丸正斎藤水産
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１８０号
埼玉県川越市南大塚６丁目21番30号
破産者　株式会社マイジョブ21
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部